

法政大学初代学長松室致の人物像：司法官としての足跡をたどって

北口, 由望 / KITAGUCHI, Yumi

(出版者 / Publisher)

HOSEIミュージアム

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

BULLETIN OF HOSEI UNIVERSITY MUSEUM / HOSEIミュージアム紀要

(巻 / Volume)

1

(開始ページ / Start Page)

45

(終了ページ / End Page)

63

(発行年 / Year)

2021-03-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025084>

<研究論文>

法政大学初代学長松室致の人物像 ―司法官としての足跡をたどって―

北口 由望

はじめに

2019年2月、法政大学法学部の下斗米伸夫教授（現・名誉教授）より、旧知の編集者が同大学初代学長松室致の縁戚にあたる方で、自宅で保管している礼服の処分を考えているという連絡をいただき、致のひ孫にあたる松室徹氏が持参くださった写真を拝見すると、その礼服とは専用の桐箱に収められた大礼服一式であった



図1：大礼服一式

（図1）。松室は1913（大正2）年6月から亡くなる1931（昭和6）年2月まで法政大学学長を務め、晩年期の卒業アルバムには大礼服姿で正帽を手にする松室の肖像写真が掲載されている。その後、徹氏より松室致旧蔵資料として大礼服一式、写真、掛軸、文書など司法官時代を含む資料136点を寄贈いただいたところ、なかには卒業アルバム掲載の写真と同時に撮影されたと推察できる立ち姿の一枚も含まれていた（図2）。

松室致は検事総長、司法大臣を歴任するなど



図2：大礼服姿の松室致

司法官僚として極めて順調に出世した一方で、1920年の大学昇格を成し遂げた初代学長であり、現・市ヶ谷キャンパスの土地を取得して教育環境の充実化をはかるなど、現在につながる総合大学としての基礎を築いた。大学令による法政大学期の「松室学長時代」は、法政大学史において、東京法学校期の「薩埵主幹時代」、和仏法律学校から専門学校令にもとづく法政大学期の「梅総理時代」に続く、「いわば第3のピーク」¹を形成したのである。

『法政大学百年史』（1980年刊行）における松室の経歴を要約すると、梅謙次郎と同じ司法省法学校二期生、大逆事件時の検事総長、治安維持法改正に反対した枢密顧問官、大学昇格時の学長、法政大学村の村長²、そして学部や予科については野上豊一郎らに全面的に委任し、教員の学問・思想内容に全く干渉せず、その結果、リベラルで個性的な人材が集まり自由な雰囲気を作り上げたと評価されている³。

慢性的かつ深刻な財政難の時代にありながら、八十年史編纂時に行った教員・校友の座談会などを根拠にこうした評価に至ったと推測できるが⁴、司法官としての松室については公文書に残る経歴以上の描写が少ない⁵。先行研究としても、後述するように、大逆事件、司法権の台頭、治安維持法改正をテーマとする各研究のなかで断片的に取り上げられているのみである。その理由のひとつとして、松室が自身について書き残したものは皆無に等しく、日記・自伝・回顧録の類はもとより、これまでまとまった伝記は残されていないことがあげられる。ただし、法政大学にとっての歴代最長 18 年という学長在任期間、および大学のその後の発展を考えると、改めて松室の経歴をより具体的に描き出すことが必要となろう。

そこで本稿では、なぜ松室は大学発展に全力を傾けたのかについて考察すべく、法政大学の歴史に引き寄せながら司法官としての足跡を年代順にたどり、松室致の人物像をより立体的に捉える試みとしたい。また、あわせて寄贈資料の一部を紹介する。

1. 小倉から司法省法学校へ

松室致は 1852(嘉永5)年1月2日、小倉藩士・松室晨吾(常保)の長男に生まれ、幼名を弥太郎といった。1866(慶応2)年の長州征討で敗れた小倉藩は自らの手で小倉城を焼き撤退するに至り、少年の致もまた「大八車をひいて戦火のなかを逃げまどい、時には池の中にもぐって追手をのがれた」⁶という。

明治に入ると小倉藩の藩校「思永館」は藩庁とともに豊津(現・福岡県京都郡みやこ町)へ移り、1870(明治3)年「育徳館」と改め開

校している⁷。ここで漢学を学んだ松室はその後上京し、1876年7月司法省法学校に入学した⁸。

同年3月の司法省法学校二期生募集告示には「今般当省ニテ仏国法律専門科ヲ開キ本科篤志ノモノヲ四方ニ募リ凡ソハケ年ヲ期シテ之ヲ成業セシメントス」と司法官養成の教育を目的とすることが明示された。「年齢満十八歳ヨリ二十歳マテノ者ニテ和漢書籍ノ概略ニ通スルモノ」⁹という条件により、入学者の多くは 1857 年または 1858 年生まれの 18～19 歳であったが、松室はこの時点で満 24 歳に達している¹⁰。

修業年限 8 年のうち前半は普通教育、後半の 4 年間で法律に関する専門教育が実施された。1876 年 9 月に開始された授業はフランス人ムーリエ(Pierre Joseph Mourier)が担当し、半年後の期末に実施された大試験の松室の成績は 101 名中 27 番であった。普通教育課程途中の 1879 年 11 月、早くも専門教育担当のフランス人法律博士アッペール(Georges Victor Appert)が来日して性法と経済学の授業を行い、生徒らは翌 1880 年 9 月専門教育課程へ進んだ。

一期生¹¹と二期生で異なる点はいくつかあるが、司法教育機関であることを重視した場合に特筆すべきは、法律科目の担当が一期生はフランス自然法思想を日本に紹介したボアソナード(Gustave Émile Boissonade de Fontarabie)とブスケ(Georges Hilaire Bousquet)であったのに対し、同じフランス法学の教育であったものの、二期生はもっぱらアッペールが担当した点にある¹²。ボアソナードとブスケは日本政府の立法業務も抱えながら

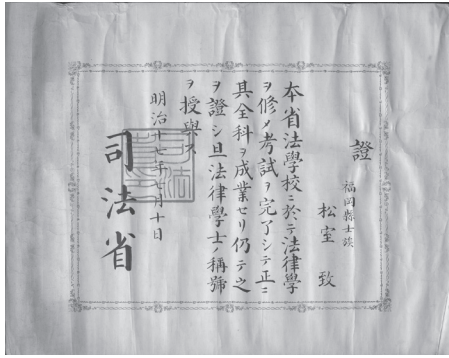


図3：司法省法学校修了証

であったが、アップールは専任の教員であり、ここによりやく司法省法学校の教育が充実した¹³。

1884年7月10日の卒業式で山田顕義司法卿から証書（図3）が授与され、「法律学士」の称号を得た。二期生は入学104名のうち48名が専門課程へ進学し、このとき東京外国語学校から6名が編入学して最終的な卒業生は37名（法律学士33名、成業4名）となり、卒業の割合は3割程度であった¹⁴。卒業時の成績が37名中18番と中間でありながら、司法官としての松室が二期生のなかで一足先に出世していった背景を考える際、年長者であったことも多少関係していると推察できよう。なお、司法省法学校卒業後は15年間の奉職義務が課せられた。

図4は1918（大正7）年4月26日に「星ヶ



図4：司法省法学校二期生集合写真

岡茶寮」で撮影された二期生たちで、前列右から順に手塚太郎、中原（秋良）邦平、寺尾亨¹⁵、原敬、加太邦憲（学校幹事）、松室、秋月左都夫、清水一郎（坪根直吉）、田部芳、後列右から鶴丈一郎、遠藤遠（玉置）九郎、末弘巖石、水上長次郎、鶴見（平賀）守義、河村善益、志方（荻原）鍛、富谷銑太郎、加藤（大原）恒忠、古賀廉造、小宮三保松、掛下重次郎の21名で、そのほとんどが司法関係者である。台紙裏面には入学者104名と編入学者6名の氏名および出身県が「舎室順」に並び、生存者41名、死亡者55名、生死不明者14名と撮影当時の状況が印刷されている。学校は全寮制で全て官費で賄われ、二期生入学の直前に司法省内旧松本藩邸に寄宿所が新設された。舎室の割当は概ね入学試験の成績順で、15番の松室は全24室中第3番室に入り、志方、古賀、俣野（西村）時中、春日肅（慶之進）と同室であった¹⁶。

上記21名のうち5名は卒業しておらず、のちに「平民宰相」などと呼ばれて国民の人気を集めた原敬は1879年のいわゆる賄征伐事件に関連して陸羯南（中田実）らとともに退学処分となったが、松室とは後年まで「敬ちゃん」「致ちゃん」と呼び合った仲だったという¹⁷。二期生がここに集合した目的を知る手がかりはないが、前列中央に松室と原が加太を挟んで座していることから、撮影の2週間ほど前に「法学博士」の称号を得たばかりの松室を囲んだものと考えられることもできよう。松室はこのとき寺内正毅内閣の司法大臣を務めていたが、この約5か月後、同内閣総辞職を受けて原内閣が誕生した。

2. 司法官としての始まりと長崎時代

1884（明治17）年7月に司法省法学校を卒業した松室致は判事補に任じられ、浦和始審裁判所詰を命じられた。卒業間際になると「判事が適当だとか或は検事が適当だとか、又は其他の職業で大学教授が適当」¹⁸などと生徒同士で批評し合っていたという。1886年7月始審裁判所判事、1889年10月に東京始審裁判所詰を命じられ、翌年10月の裁判所構成法施行に際して東京地方裁判所部長、1893年1月東京控訴院に移り、翌年1月同部長に就任した。

職務の傍ら1887年より東京法学校講師を務めて主に刑法や民法を担当し、長崎へ転勤するまでに、明治法律学校（現・明治大学）、東京専門学校（現・早稲田大学）、東京帝国大学法科大学（現・東京大学）でも講義を行っていた¹⁹。教員としての松室については後年、次のように評されている。

君は学者ではない、学者を以て立つ希望もなかつたようである、（中略）君の講義といふたら、草稿も持たず、寧ろ復案もなさそうで、蕪雑といはふか、粗笨といはふか、評の下し方もない、ツマラぬものであつたげな、ハッキリした頭脳であり、記憶力も判断力も、敢て人後に落ちる人ではないが、惜哉時世の然らしむるところとはいへ、普通学の素養がない、それに法学博士にといふような野心がない、自づと掌中の珠は逸せられるといふ姿になる、最もこの自ら傲幸せぬといふことは、君の美質であつて、其廓如たる氣象を偲ばしむるといふものである²⁰

藩校で学んで以来の経歴に鑑みて「普通学の素養がない」とは考えにくいだが、東京法学校時代の卒業生は「ずんずん進んでしまふ」ので「もう少し講義の範囲が少ない方が試験を受けるのに便宜がいゝと思つた位」²¹ だったと語り、粛々と講義を行っていた様子が想像される。

松室が長崎控訴院検事長に着任するのは1898年6月のことである²²。下関条約締結から3年を経ていたが、もともと大陸と関係が深く、年を追うごとにロシアとの関係が緊迫する長崎への着任は異例の大抜擢で、これは第3次伊藤博文内閣の司法次官横田国臣が漸行した司法部刷新のための大異動の一環であつた²³。この間和仏法律学校に出講することはなかったが、「維持員」「在籍講師」という形でもってつながりを絶つことはなく、長崎着任の翌年8月に同校が校友会九州支部を発足させると、松室は支部長を引き受けた。

総理の梅謙次郎が1897年から校友会会長に就任し、2年後に改正された校友会規則により支部組織が公式に認められた折、関西に続いて名乗りを上げたのが九州支部である。梅をはじめ校友会本部の関係者らは1899年7月25日の関西支部発会式に出席した足で福岡へ向かい、8月6日の九州支部発会式に臨んだ。前列中央に松室と梅が並んで着席している写真（図



図5：校友会九州支部発会式集合写真

5) は、台紙の裏に記載された氏名が出席者と一致することから、福岡市東公園一方亭にて挙行された発会式当日の集合写真と考えて間違いない²⁴。東京から参加した校友の信岡雄四郎は式の前に松室に面会するも「司法官の来訪者引も切らず、*「纔に久闊を叙したるのみ」*²⁵であったと述べ、福岡滞在中の検事長の繁忙を窺い知ることができる。

1901 年 6 月の長崎控訴院長就任を経て、日露戦争が始まる 1904 年 2 月 10 日、松室は佐世保に設置された捕獲審検所の長官を命ぜられた。かねてより対ロシア貿易が盛んな長崎、そして軍港である佐世保では、開戦直後より臨戦地域として戒厳令が敷かれた。ポーツマス条約締結から約半年後に同所は廃止されたが、松室は検事総長に就任するまでそのまま残務処理を命じられている。

このとき、長崎控訴院判事の小山松吉もまた捕獲審検所評定官に着任している。小山は松室の検事総長就任と同時に上京して東京控訴院に移り、のちに大逆事件を担当した検事の一人²⁶で、松室の引き立てによって法政大学に携わるようになり、1920 年大学昇格時の大学部長、1934 年には総長に就任した。

3. 検事総長に抜擢されて

1906 (明治 39) 年 7 月 12 日、松室致は大審院長に栄進した横田国臣の後任として検事総長に任ぜられることとなり、約 8 年間を過ごした長崎を後にした²⁷。

横田は和仏法律学校 2 代校長 (1898 年 1 ～ 11 月) を務める傍ら、清浦奎吾や波多野敬直らとともに山県有朋に近い司法官僚として、1906 年から 1921 年までの 15 年にわたり大

審院長を務めた特異な人物で、同じく九州出身であることから、松室は横田の「朋党」と見做されていた²⁸。ポーツマス条約反対の国民大会をきっかけとする日比谷焼討事件では 2000 名が検挙、300 名余が起訴されたが、第 1 次桂太郎内閣が倒れて第 1 次西園寺公望内閣が成立すると、検事が誘導による自白を基に起訴したことが発覚した。横田検事総長を中心とする司法部はその失態に追われ、この渦中にいなかった松室が東京に呼び戻されたという見方もできよう。次期検事総長の有力候補と見做されていた東京控訴院検事長倉富勇三郎がこの裁判の責任を取られ、長崎控訴院長の松室が出し抜いた形となったのである²⁹。松室はそれまで一度も本省勤務の経験がなく、検事よりも判事としての経験を積んでいた。

東京に戻った松室が法政大学で直接授業を担当した形跡は見られないが、同年 11 月の清国留学生法政速成科第 3 回卒業式に来賓総代として出席している。祝辞では「私ハ此学校ガ和仏法律学校ト称シタル時代及ビ其以前カラ致シマシテ此学校トハ古キ関係ヲ持ッテ居ル所ノ者デアリマスガ、近年余リ関係致シマセヌノデ」と断りを入れながらも、「丁度清国改進ノ好時機ニ当リ」、「大ニ雄飛」³⁰してもらいたいと、近代化改革を進める清国から法律学を学びに来



図 6：第 27 回法政大学卒業式集合写真

た留学生たちへ激励の言葉を送った。以後、松室は校友会の会合や大学の式典にたびたび参列し、1911年第27回法政大学卒業式の集合写真(図6)では、九段上校舎を背景に、専任理事の古賀廉造、教頭の富井政章とともに前列中央に並んでいる。

検事総長としての松室について取り上げるとき、大逆事件³¹を避けて通ることはできないが、その前に松室と刑事訴訟法について簡単に触れておきたい。松室は1908年4月に法律取調委員、1912年12月の司法大臣就任時には同委員会会長を命ぜられ、のち法相と同時に会長を辞任している³²。

刑事訴訟法全面改正に関する議論が繰り広げられた1912年2月の法律取調委員会において、松室は判決理由に適用する法律を示すという現行条項の削除を提案し、現場では判決を書くのが繁雑となり事件の進行が遅れるという文脈で「判検事ハ誠心誠意ニ事ニ当ルモ、他ヨリ喙ヲ容ルレバ満足ナル結果ヲ得ル能ハズ。自分ハ寧ロ一任シテ貫ヒタキ考ナリ」と発言しているが、これに対して歴史学者の家永三郎は「官僚的発想方式が実に典型的に表明されていることに驚かないではいられない」³³と指摘している。

また、松室は長崎時代の1899年に主著となる『改正刑事訴訟法論』(有斐閣)を著しており、学問的にも刑事訴訟法に精通していた。刑法学者の小田中聰樹氏によれば、同書にはフランス法の影響が強くみられ、ドイツ法に影響を受けた学者に比して、「検察権限拡大強化の主張が盛られておらず、その意味で全体としてリベラルな傾向がみられる」³⁴という。

話を戻して検事当局に着目すると、大逆事件の前年に起きた日糖事件は大日本製糖株式会社

が議員に贈賄した政治的疑獄事件として松室検事総長のもとで捜査が行われ、この事件を機に検事存在が世に知られるようになった。同事件捜査中に浮かび上がった別の贈賄事件については、当時の桂首相が松室と民刑局長平沼騏一郎の2人を説得して抑えた。松室はフランス法の影響を受けたりベラルな傾向にある司法官僚であったが、検事総長に就任して以降、平沼主導とはいえ、時期的には松室のもとで司法権の強化が積極的に図られ、これら事件を通じて、とりわけ司法部内の検察権力が政治的に台頭していくこととなったのである³⁵。

大逆事件は1910年5月、長野県東筑摩郡中川手村(現・安曇野市)の職工・宮下太吉がひそかに爆弾を製造していると警察が報告したことに始まり、当初は爆発物取締罰則違反事件として捜査された。すぐに長野地裁検事正が上京して刑法第73条の皇室危害罪に当たるのではないかと進言した際、松室検事総長は慎重に対応し、当初通りの捜査続行を指示する反面、大逆罪の可能性も視野に入れて動いた³⁶。

結果的に大審院検事局ではこの機に全国の無政府主義者を撲滅する方針を展開して広範囲な捜査を行い、幸徳秋水をはじめ全国の数百名が検挙され、うち26名が大逆罪容疑で起訴されたのである。捜査拡大については元老山県有朋や桂内閣の意向があった可能性も指摘されるが、司法部でも1900年代から社会主義運動に厳格な取締りを行っていた³⁷。

担当検事の小原直は戦後、松室は「極めて強い人で、なにかの圧力に屈する人ではない。殊に幸徳の起訴については、松室総長は本人を取調べないで直ちに予審請求をすることを主張され、予審が済んでから、その見通しが適切だっ

たことを自慢された」³⁸と述べている。小林芳郎検事正もまた、人権尊重を考えて十分な取り調べが必要であると進言していたという³⁹。松室が司法省法学校で学んだフランス法では警察の捜査結果のみで予審請求して検事が直接取り調べをしない慣例があり、日本でも1890～1900年代頃まで続いていた。

しかしながら、自らも「検事総長は総指揮官であるが、途中でチフスに罹つたので、私が大審院検事でやった」⁴⁰と述べているように、途中から指揮を執ったのは民刑局長兼大審院検事の平沼である。平沼は遣外法官で半年ほど渡欧した経験から、ドイツやフランスではなく、手続の進行が遅くなる欠点を自覚しつつもイギリスを参考に、日本の刑事訴訟制度を変えていく必要性を感じていた⁴¹。

予審の意見書は11月1日横田大審院長に提出され、12月10日に一審のみの大審院公判が始まり、翌年1月18日24名に死刑、2名に有期懲役の判決が下された。判決の翌日には天皇による特赦で12名が無期懲役に減刑されたものの、1週間も経たずに処刑されたのは異例の早さであった。

平沼は事件の進行を知っていたのは司法大臣、内務大臣、警保局長、司法次官、大審院の板倉松太郎検事、小林芳郎検事正、予審判事の潮恒太郎だけで、「他には誰も知らなかった」⁴²として、松室の名前を挙げていない。松室は途中から病気で現場を退き、平沼を中心とする検事たちが捜査を進めたとされる大逆事件において、検事総長つまり総指揮官としての松室の具体的な動きを知ることのできる史料は未見で、どこまで事件の処理に采配を振っていたのかについては不明な点が多い。

4. 司法大臣と法政大学学長の兼任

1912（大正元）年12月21日、松室致は第3次桂太郎内閣の司法大臣に就任した。社会主義運動や思想の広がりや警戒心を抱き、社会主義者への弾圧を強めていく第2次桂内閣のもとで起きた大逆事件は外交面でも内政面でも相対的に安定期であった内閣を揺るがした問題のひとつであり⁴³、桂による松室の法相起用に事件が影響している可能性は否定できない。

第3次内閣組閣時の桂は憲政擁護運動を受けて近い将来に政党内閣を実現するため、今回は臨時内閣のつもりと語り、後藤新平をはじめ閣員を桂系で固めた⁴⁴。当時の新聞は「松室致氏の入閣は殆んど世人の予期せざる所」⁴⁵と報じるも、『法律新聞』では「従来の司法大臣は、一種の伴食を以て目せられ」、前法相の松田正久は「司法事務に付き、遂に一の貢献するところ」はなく、しばらく「門外漢を迎へ、法律智識なく、司法事務を解せざる」大臣が多かったことから、約30年間実務に携わった松室の着任に対して「多大の希望を繫属せざるを得」⁴⁶ないと期待を寄せた。

ところが翌1913年2月、桂は立憲同志会を組織するも内閣総辞職を避けられず、実際に業績のないまま短命内閣で終わっている。松室が法相として早々に注目されたのは明治天皇崩御による恩赦の執行で、他の問題に着手する間もなく辞任に至ったというのが現実であろう。後年、松室は総辞職時のことを「桂さんは実にまっ青なかほをして入つて来たが、わしは生きて人間があんな青い顔になつたのをはじめて見た」、自分は平気で、田中義一陸軍大臣が「松室は文官だけれど、死ぬことなぞなんともおもはぬ男だ」⁴⁷と舌を巻いていたと語っている。

一方の法政大学では、1910年8月に梅謙次郎総理が急死して以降、運営責任者不在の空白期間が続いていた。後任に選挙された富井政章が病気を理由に固辞して教頭に留まったため、監事の古賀廉造が専任理事に就任し、松室学長誕生まで最高責任者となった。前出の図6はこの時代の写真である。監事の後任には秋山雅之介が就任したが、梅をはじめ大島誠治や飯田宏作⁴⁸といった学校草創期からの主力を失ったところに、梅亡き後空席となっていた「総理」に松室が就任し、同時に名称が「学長」に改められ、1913年6月「初代学長松室致」が誕生した。

松室は東京法学校時代から講師を務め、長崎へ転勤して以降も学校との深い関係を継続し、対外的にみても検事総長および司法大臣という要職を歴任した申し分ない人物で、「(誰もなりてが無いのなら、仕方がない俺がやろう。梅君がやりかけて残した大仕事なんだからと)、自ら進んで難局の学長に就任」⁴⁹したという。専門学校令時代の法政大学の首脳部は草創期のボアソナード門下生から司法省法学校二期生を中心とする人員に移り、梅総理のもとで、実業科や清国留学生法政速成科、東京高等予備校設置といった事業を展開していた。梅、古賀、飯田はいずれも司法省法学校二期生であり、ここで改めて「司法省八年生組の長老兼猛者」⁵⁰の松室を迎えたことは、のちの総合大学としての発展を考えると、この時期の法政大学にはまだフランス法系の法律学校という伝統が息づいていたといえよう。

図7は清浦奎吾(号:奎堂)の五言絶句である。1914年4月4日の新聞に、山本権兵衛内閣総辞職を受けて成立する清浦内閣の法相として松

室の名前が掲載された⁵¹。結果的に海軍大臣候補の交渉が難航して組閣に失敗するが、清浦は松室検事総長時代の法相で、和仏法律学校校長を務めた横田国臣とは大分県日田の私塾「咸宜園」の同期であったことから⁵²、閣員に松室の名前が並ぶことに不思議はない。

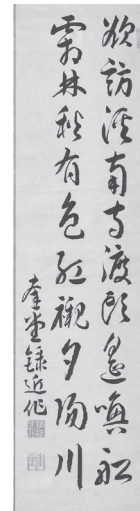


図7：清浦奎吾書

その後は学長に専念していたところ、3か月後の1914年7月20日帝室会計審査局長官に就任した。同年4月に昭憲皇太后が亡くなり、11月に予定されていた大正天皇の即位大礼が翌年に延期となった時期である。

東京法学校時代の卒業生で弁護士・衆議院議員の高木益太郎はこの人事について「誠に其人を得」ており、「情実纏綿して蟠まり」ある宮内省の会計を査定する重要な立場に「波多野宮内大臣が松室氏を挙げたのは確かに廓清の第一歩」で、人物像としても「硬直にして謹厳に且冷静」で、「皇室に対する念慮も深い様に思はれるから其点からしても適任者」⁵³であると高く評価した。前宮内大臣の渡辺千秋が汚職事件に関連して辞職した経緯があり、即位大礼という重要な行事を控えて皇室財政と宮内省予算の会計検査を行う帝室会計審査局長官の人事が注

目されるなか、後任の波多野敬直宮相はあえて外部から自身が信頼できる司法省時代の部下を迎えたのである⁵⁴。

帝室会計審査局長官時代の漢詩(図8)は、「大正四年四月十五日」という日付と内容から、昭憲皇太后崩御による1年間の諒闇が明けたよろこびを詠んだ七言律詩と考えられる⁵⁵。松室は長官就任の翌月には宗秩寮審議官、翌1915年7月には東久邇宮宮務監督に就いており、重職の兼任は高木の評価通り「適任者」であったことの証左であろう。

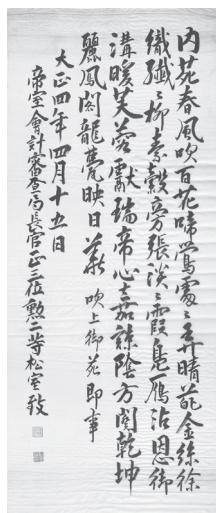


図8：松室致漢詩

法政大学学長と宮中の職務を掛け持ちする生活が続いて約2年が過ぎた1916年10月9日、寺内正毅内閣の司法大臣に就任した⁵⁶。陸軍長州閥の寺内は山県・桂に連なる政治家・軍人として知られるが、東京仏学校の母体であった仏学会を結成した際の首唱者のひとりで、1889年に東京法学校と合併して和仏法律学校が誕生した際も、仏学校側の理事員を引き受けている⁵⁷。

寺内と松室の二人を直接結び付けたのは秋山雅之介とみて間違いない。秋山は寺内の腹心として知られ、朝鮮総督府参事官や青島守備軍民

生長官を歴任した傍ら、和仏法律学校時代より講師を務め、のち松室の死を受けて学長に就任した。1915年5月に秋山が寺内に宛てた書簡で、「是非閣下ニ御面会相願ひ御近付ニ相成度」と松室が面会を希望している旨を伝え、「落後一桂内閣一時司法大臣ニシテロハ癌の為ニ変ニ候得共、正直ある人ニ御座候」⁵⁸と紹介している。

組閣の大命を受けた寺内は挙国一致を掲げ、政友会、同志会、国民党各党首領を歴訪して支持を求めたが拒否され、結果的に官僚型貴族院議員を中心とする超然内閣となった。『法律新聞』は大浦事件の処理、すなわち「行政権を濫用して司法権に干渉を試み、議員汚職事件の元兇たる大浦を不起訴処分」にした大隈重信前内閣とその法相の尾崎行雄に対する不満から、「硬直果断に富んだ司法部出身の」法相誕生に対して、「司法権確立の為に誠に喜ぶべき次第」⁵⁹であると、松室の再登板を歓迎している。

1914年7月に始まった第一次世界大戦が予想以上に長期化し、シベリア出兵、米騒動を経験した寺内内閣は1918年9月に総辞職するに至ったが、司法省の飯島喬平秘書課長は約2年間の「松室前法相の治績」⁶⁰として、予算方面では区裁判所の復活、地方裁判所支部権限の拡張、登記所の増設を達成したこと、法律案としては民事訴訟法・刑事訴訟法の起草を促進したこと、さらに特別立法としての共通法の実施をみたことを挙げている

また、飯島は取り挙げていないが、第13回衆議院議員総選挙を前に1917年2月に開かれた司法官会議で、松室法相は前述の大浦事件を背景に選挙取締を厳酷に実施するよう訓示し、与党野党に関係なく厳正公平な取締りを宣言し

た。4月の選挙結果、憲政会が敗北すると、「政府の干渉ありたるが如く吹聴」する安達謙蔵憲政会総務に対して、「司法当局としては唯だ選挙界の粛清を期し、以て選挙の神聖を維持」したままで、違反者を検挙することに「仮借する所なし」と毅然とした態度で反駁している⁶¹。選挙法違反による検挙は5月下旬に至っても続き、寺内首相は「松室法相も十分に考慮を費し、各地よりの上申に付ては悉く松室自身にて調査」⁶²していると原敬に語っており、厳格かつ真摯なる司法官の姿を見ることができよう。

5. 大学への熱意と枢密顧問官として迎えた最期

松室致は司法大臣在任中も法政大学学長として「校勢の発展に努力」し、「毎月二回位は十数名若くは二十数名の人を官舎に集めて協議を為し又は京浜有数の実業家を招きて其意見を徴し若くは助勢を求むる等実に熱心」⁶³であった。1918（大正7）年12月に公布された大学令は、翌年4月に施行された⁶⁴。1903（明治36）年専門学校令のもとで「大学」という名称を用いていた法政大学が法的根拠を以て正式に「法政

大学」として認可、すなわち大学昇格したのは1920年4月のことである。

それまでの大学部を法学部と経済学部に分画し、専門学校令下で設置されていた専門部を昼夜間に、予科については大学令に基づく予科を設置した。前述の通り、このとき予科長に就任し、松室学長から多方面で全幅の信頼を得たのが野上豊一郎である。妻で作家の野上弥生子によれば、書画骨董に親しんだ松室と豊一郎は書家の小野鍾山（図9）を通じて親交を深め、松室が福岡出身、野上と小野が大分出身という郷土的なつながりもあっただろうと回顧している⁶⁵。

大学昇格を迎えた法政大学は、まもなく富士見校地（現・市ヶ谷キャンパス）を買収し、1921年4月に外濠に面した木造3階建の第一校舎を建築した⁶⁶。この第一校舎の正面玄関アーチ上部に掲げられた「法政大学」の文字は松室学長の筆による。寄贈資料のうち第一校舎外観が写るのは台紙裏に「大正十三年度 大学予科第一部三年 A組・C独組」と書かれた集合写真（図10）のみで、野上のほか内田百閒や森田草平など漱石門下の教員が結集していた予科の雰囲気伝える貴重な一枚だが、保存状態がよくないうえ、残念ながら看板がちょうど画角から外れている。



図9：牡丹（小野鍾山併題）



図10：法政大学予科集合写真

その後も第二校舎（1922 年）を新築して教育環境を整備すると同時に、豊成工学校（1922 年、初代校長は松室）および法政大学商業学校（1924 年）を設立し、法学部を改編して法律学・政治学・文学・哲学の 4 学科からなる「法文学部」を設置して学生定員を大幅に増加させ（1922 年）、学則の一部を改正して学科課程の範囲を拡大し（1923 年）、続いて専門部に政治経済科・高等師範科を新設する（1925 年）など、1920 年代の法政大学は関東大震災の被害も少なく、松室学長のもとで学校運営の多角化や設備投資、教育内容の充実化により総合大学として発展したのである。

こうした経営の背景について、大学令により開設する専門学科の多様性が必須となり、授業料収入、すなわち学生数の規模に経営基盤を置かざるを得なくなり、学生や社会の教育要求に常に目を配り、新しい市場を開拓する必要があるという見方もある⁶⁷。

ただ一方で、大学昇格に際し、大学経営を安定させるために資本財産を国庫に供託することが義務付けられ、供託金は大学ごとに 50 万円、学部がひとつ増えるごとに 10 万円の追加を要し、大学に相当な財政負担となり、この供託金に始まる危機的財政難に陥った。大学では校債を発行し、前述の通り松室自ら実業家に面会して寄附を懇請したのはそのためで、寺内元首相へ「法政大学拡張趣意書」を送付するなど⁶⁸、自身の肩書や人脈を使って資金調達に奔走したのである。

こうした状況に対して、法律学校時代からの教員である平山威信は「学長になつて貰つたら、松室君一人に苦勞させている。電信工夫を電信柱の上にのつけて梯子をはづしてしまつたと同

じではないか」⁶⁹と憤慨し、松室の家族の記憶でも、「年末に給料やボーナスが払い切れず、祖父は妻や娘、つまり私の祖母や母の指輪を質に入れてたしにしたり、法政のための借金で家財の差押え」を受けていた。もちろん、学長用の車など用意することはできず、常に電車で通勤し、のちに枢密顧問官の鉄道パスで全国を飛び回っていたのも大学のための資金調達を目的としたほどに、「法政のために情熱と精力」⁷⁰を傾けた。

学長として大学経営に邁進する傍ら、1924 年 4 月 5 日に枢密顧問官に親補され、慣例により貴族院議員を辞任する⁷¹。しかしながら、これより先 2 度も大学経営に専念するために顧問官の推薦を辞退していたことはあまり知られていない。1 度目は清浦奎吾枢密院副議長を介して山県有朋議長から要請された際、「数十年間官途に在り、始めて自由の身と為りたる所なりし故、当分自由の境遇に在ることを望」み、その頃は「洋行の希望」⁷²もあったため推薦を辞退した。松室の記憶では大学昇格の 1920 年頃の話である。

その後議長となった清浦は「松室は内閣員となりたる経験もあり」、他に推薦の動きもあるが「松室か応すれば、他の申込は之を拒絶するに都合宜し」⁷³と考え、1923 年 2 月に倉富勇三郎副議長を介して再度就任を要請した。このときの松室は「自由に致し居り度こと」は前回辞退した理由と同じとして、倉富に次のように話した。

法政大学経営の任に当たり、千何百坪の建築を為し、昼夜に四、五千人の授業を為し得る基礎は成りたれとも、此の上図書館を

つくり、教授法を確立し度、毎日夜までも学校に行き居れり。枢密院ならは繁劇の職に非ざる故今学校の方より手を引くには及はざるへきも、只今の如く専心従事する訳には行き難し。依て矢張り之を辞退し度。夫れとも即答に及はすとのことならは、熟考したる上に返答することゝなれば都合宜しと云ふ。⁷⁴

法相時代に自ら選挙違反の上申書を調査したように、厳格かつ真摯な態度で事に当たる松室にとって、「繁劇の職」ではないにせよ、発展途上の学校経営と両立させることは困難であると判断したのだろう。

これを聞いた倉富は「法政大学の方は枢密院に入りても方向を更ふるに及はす、是は両立することなり」と熟考を勧めるが、松室は、体裁だけの熟考であればどのみち断るだけだと実直な態度できっぱり辞退した⁷⁵。前述の通り、1923年当時の法政大学は1,700坪の土地に校舎を2つ新築していたが、図書館の整備は1927年の第三校舎完成まで待たなければならなかった。

貴族院最大会派の研究会に所属していた頃は大臣への返り咲きを考えていたかもしれないが、先年研究会を辞めた松室ならその望みもなくなったので、今度こそ引き受けるだろうという清浦と倉富の目算は外れ、松室の再辞退を聞いた清浦は「松室を推薦すれば、適材を適処に置きたりとのことゝなり、至極宜しきも、同人が諾せざるゝとなれば、希望者はありても適当なるものなし」⁷⁶と悲嘆した。

枢密顧問官としての松室は1928（昭和3）年6月の治安維持法改正を議題とした本会議

で発言、しかも反対意見を述べている。三・一五事件を経て、思想弾圧体制の強化策を打ち出した田中義一内閣が議会で改正案を提出したが審議未了となり、緊急勅令による改正という異例の措置をとることに踏み切ったもので、政府部内にあった強い反対意見も原嘉道法相らが押し切って閣議決定し、枢密院に諮詢することとなった⁷⁷。改正点は国体変革目的の結社に関する刑に死刑を導入すること、および目的遂行行為者の処罰規定の新設で、改正後の拡大適用に鑑みると、目的に寄与するとみなされた行為全てが対象になる、すなわちこの上なく幅広い意味を持つ後者の目的遂行罪がより重大な改正点であったが、当時は専ら前者が論点とされた。

審査委員に選出された松室は本会議前に開かれた6回の審査委員会全てに出席して反対の立場を明確にし⁷⁸、久保田譲・江木千之と同様に6月27日・28日の本会議でも反対意見を述べている。緊急の必要性に対する疑義は他に反対を表明した顧問官と共通するが、松室はフランスやイギリスにおける共産党対策を例に挙げ、「我国体ハ外来思想ノ為容易ニ破壊セラルルカ如キ脆弱ノモノニ非ス」と前置きしたうえで、「社会主義ハ只青年等ニハ危険ナルモ事理ヲ解スル者ニハ決シテ恐ルルニ足ラサルナリ、然シ油断ハ不可ナルヲ以テ十分捜査ノ方ニ力ヲ尽サハ必スシモ刑ヲ重クセサルモ憂フルコトナシト思ウ」⁷⁹と、柔軟な姿勢をとりながらも司法部出身らしく捜査徹底の持論を展開した。

治安維持法について豊富な先行研究があるなか、1928年改正時の推進者と反対者を整理した小田中聰樹氏によると、本会議における松室の反対意見は①重刑＝死刑を科することは威圧効果があるが、容疑者は罪を恐れて自白を拒む

という弊害があるため、捜査がかえって困難になること、②死刑のみの大逆罪・内乱罪と罪状の重複関係が生じ、その場合、より刑の軽い治安維持法の罪が適用されること、③現行法でも共産主義のみならず社会主義をも取り締まりが可能なことで、なかでも①こそが「松室の強硬な反対論の根本」をなし、「大逆事件をもってしても遂に共産主義の思想と組織、運動の発展を抑え込むことができなかったことへの反省」⁸⁰を読み取ることができ、その背景としてフランス法の教育、平沼騏一郎と対照的な司法官としての松室、皇室に対する尊崇の念の3点が考えられると指摘している。司法に携わる者として、大逆事件が松室のその後へ影響したであろうことは看過できないが、同じく事件を処理した平沼はこのとき枢密院副議長として改正推進に主要な役割を果たし、両者は対照的な立場にあったことは興味深い。

学長と枢密顧問官の職務を両立させていた松室が倒れたのは1931年2月16日のことであった。その日は大学へ出勤したのち、午後から衆議院議員選挙法中改正法律案に関する枢密院審査委員会に出席した。16時20分に金子堅太郎委員長が閉会を宣言した後も出席者たちが着席のまま余談を始め、安達謙蔵内務大臣に相対して選挙年齢低下による議会の悪化と司法警察の設置問題に関する意見を述べていた松室は突然卒倒して机上にうつ伏せとなった。枢密院庁舎は皇居内の敷地に位置し、すぐに宮内省から八田善之進侍医が駆けつけて応急処置を施したが、そのまま息を引き取ったのである⁸¹。このとき同じく顧問官として隣席に座していた法政大学教頭の富井政章が確認したところ、倒れた直後には既に脈が切れていたという⁸²。享年

80歳であった。

2月18日勅使の岡本愛祐侍従が自宅に差遣され⁸³、翌日には法政大学第三校舎第一講堂にて校葬が執り行われた⁸⁴。新聞では安藤内相の言葉として「自分が働くだけ働いて死にたいと願つて居る最上の理想の大安楽往生でうらやましい限り」⁸⁵と報じ、訃報を聞いた野上弥生子も「八十年まで生き途中で、仕事しながら死ぬと云ふことは一種うらやましいこと」と日記でその死を悼み、併せて「これから学校は中々大変である」⁸⁶と懸念を抱いた。弥生子の予想通り、財政難が未解決のまま、突然学長を失った大学ではいわゆる「法政騒動」が起こり、混乱期を迎えることとなったのである。

おわりに

本稿では法政大学の歴史に注視ながら、松室致の司法官としての足跡をたどった。ボアソナードからの直接の教えではなかったが、司法省法学校二期生としてフランス法の専門教育を受けた松室が卒業後に「ボアソナードの学校」と呼ばれた東京法学校で講師を務めたことは自然の流れで、長崎へ転勤した際も校友会支部長を務めるなど学校との縁が途切れることはなかった。

他方で、多数の司法官を輩出した二期生のなかでも一足先に極めて順調に出世した背景のひとつに、横田国臣のあとおしのほか、同期のなかでも年長者であったことが推し量られ、長崎転勤や検事総長就任はまさに大抜擢であった。病気で途中現場を退いたものの、検事総長時代に大逆事件を処理したことは、事件の社会的影響力と同様に、司法に携わる者としての松室自身のその後にも影響を与えたと推察できよう。

司法大臣を2度務めているが、あくまでも司法部出身者として厳格かつ真摯な態度で任務に当たった。原敬と同窓でありながら政友会に接近するわけでもなく、山県系官僚と目されながら特定の政治色もなく、松室から政治への執着をみることはできない。

それとは対照的に、青年期に学んだフランス法の流れを継受する法政大学の学長に就任した松室は梅謙次郎の後を受けて、教育の充実化はもちろんのこと、財政面に至るまで自らが行動して大学の発展に全力を傾けた。なぜ松室がそこまで法政大学の運営に熱心だったのか、松室自身のことばを見つけることはできなかったが、多年にわたり謹厳実直で典型的な司法官であった松室が枢密顧問官の推薦を受けた際、自由の身であることを望み、かつ大学経営に専念するために2度も辞退していた。このことは当時の法政大学が政治の影響を受けない自由な場所であったことを示すものといえるだろう。

なお、本稿では司法官または刑法学者としての全貌を究明するには至らず、陪審制度⁸⁷、刑事訴訟手続、厳罰主義など、法律に対する松室自身の考え方を解明するためには別に詳しい考察が必要である⁸⁸。司法省内の派閥、とりわけ同省の実力者である平沼騏一郎との関係⁸⁹についても今後の課題としたい。

最後に寒梅と水仙の詩画（図11）を紹介する。松室はとりわけ梅を好んで描き、ほかにも自宅の蘭小屋でみずから蘭の鉢を世話し⁹⁰、秋になると学長室に菊の鉢を一杯並べていたという⁹¹。また、前述のとおり書画骨董に親しんだ松室は「謙齋」という雅号をもった書道家でもあり、図11の紙面右上の漢詩に添えられた「辛未元旦 謙齋老人」の文字から、この一枚は枢

密院で倒れる前月すなわち1931年正月頃に描かれた最晩年の作品である。

そして末筆ながら、このたび曾祖父にあたる松室致の旧蔵資料をご寄贈くださり、本稿執筆をご快諾くださった松室徹氏およびご仲介くださった下斗米教授に、心から謝辞を申し上げる次第である。



図11：松室致詩画

- 1 法政大学大学史資料委員会・法政大学図書館100周年記念事業委員会編『法政大学1880-2000 そのあゆみと展望』（法政大学、2000年）、p.51。法政大学の歴史は1880年の東京法学社に始まり、1881年東京法学校、1889年東京仏学校と合併して和仏法律学校、1903年法政大学と改称するが、本稿ではそれぞれの年代で校名を使い分けた。
- 2 松室は所有していた群馬県吾妻郡長野原町の広大な土地を法政関係者に分譲し、1928年「法政大学村」を誕生させた。野上豊一郎、安倍能成、谷川徹三、井本健作ら教職員をはじめ、この地を気に入った岩波茂雄の勧誘で学外の学者や芸術家も多く参加し、自治的でアカデミックな共同生活が繰り広げられたが、紙幅の関係から、本稿では村長としての松室に関する言及を割愛した。

- 3 法政大学百年史編纂委員会編『法政大学百年史』（法政大学、1980年）、p.189-229。
- 4 法政大学大学史資料委員会編『法政大学史資料集』第12集「法政騒動」関係資料（法政大学、1989年）、p.167-215。1957年から翌年にかけて、薬師寺志光、内田百閒、中野勝義など、法政騒動当時の関係者が集まって実施された座談会。
- 5 『枢密院高等官履歴』第5巻（東京大学出版会、1997年）、p.223-235。以降、松室の公職については本履歴に依った。
- 6 『大学村五十年誌』（北軽井沢大学村組合編集・発行、1980年）所収、安藤良雄「松室致とその思い出」、p.171。安藤は松室致の長女・千代子の三男で、同稿は経済史を専門とする学者としてかつ家族という立場から松室を描写した貴重な一文である。
- 7 『福岡県立育徳館高等学校創立二百五十年史』（福岡県立育徳館高等学校、2010年）、p.46。開校の2年後には官費経営が打ち切られ、学区内住民から教育費を徴収する不安定な経営のなか、1873年には校名が「育徳学校」と改められた。
- 8 司法省法学校については、手塚豊『明治法学教育史の研究』（『手塚豊著作集』第9巻、慶應通信、1988年）を参考にした。
- 9 『法令全書 明治九年』（内閣官報局、1890年）、p.1380-1381。
- 10 一方で、18歳に達していなかった小宮三保松は「当時のことであるから好都合に年齢を足して」受験したと回想している（露崎弥編集・発行『吉原三郎追懐録』1937年、p.84）。後述する1880年編入組はさらに若く、梅謙次郎と田部芳は1860年、手塚太郎は1862年生まれであった。
- 11 司法省法学校の前身である明法寮時代の1872年に入学し、二期生と入れ替わる形で1876年に卒業した20名の一期生には、明治法律学校の岸本辰雄・宮城浩蔵・矢代操、関西法律学校の小倉久・井上操と、フランス法系法律学校の創立者も多い。
- 12 専門課程の科目および担当者は詳らかになっていないが、同じく二期生の鶴丈一郎の学習ノートより、性法、民法、商法、刑法・治罪法、民事訴訟法、行政法、経済学と推測されている。（磯野誠一「司法省法学校の素描―明治期法学教育の一資料として」『法律時報』第38巻第5号、1966年4月）。松室の妻と鶴の妻は漢学者四屋恒之を父にもつ姉妹で、後年、松室は検事総長として、鶴は裁判長として、それぞれが大逆事件に対峙することとなる。また、鶴の資料を分析した民法学者の磯野は前出（註6）の安藤の長兄で、松室の孫にあたる。
- 13 ボアソナード、アッペールともに私法律学校の教壇にも立ち、とりわけボアソナードは東京法学校教頭を務めた。
- 14 首席で卒業した梅をはじめ吉原三郎、飯田宏作、寺尾亨、古賀廉造、小野衛門太、春日肅ら二期生は、その多くが後の和仏法律学校から法政大学の時代にかけて、大きな役割を果たしている（前掲『法政大学百年史』、p.92）。
- 15 松室はとりわけ同郷の寺尾と「最も親しい喧嘩相手」だったと回顧している（『法学博士寺尾亨氏三周年追悼会記要』故法学博士寺尾亨氏追悼会残務所、1928年、p.12）。
- 16 「法学生徒名簿」（『原敬日記』第6巻、福村出版、1967年、p.17）。原敬は成績2番で第1番室。
- 17 前掲「松室致とその思い出」、p.171。
- 18 前掲『法学博士寺尾亨氏三周年追悼会記要』、p.13。
- 19 1896年9月に法科大学講師（刑法・刑事訴訟法講座）に就任した松室は2年に満たない在籍となったが、後年、1900年卒業生の同窓会に出席したと思われ、今回の寄贈資料には柳田国男や松本烝治、乾政彦ら総勢40名の集合写真が残されている。
- 20 燄魔王「大審院検事総長松室致君」（『日本弁護士協会録事』第164号、1912年5月）、p.72-73。同文では、裁判長としての松室を「陪席判事に事件の要領を知らしめて遺憾なからしめること」で、「陪席判事にも事件の要領を窺はせて、各自異りたりたる方面より、縦横

- 無碍に意見を罄さしめ、之を綜合して適正なる裁判を下す」ことを重視したことは、当時としては「珍重すべき裁判長」と評している。
- 21 『法政大学報』第6巻第6号(1928年6月)、p.14。創立50年記念式における校友総代武内作平の祝辞。
- 22 当時の長崎については、松浦直治『長崎の歴史』(長崎開港400年記念実行委員会、1970年)を参考にした。
- 23 楠精一郎『明治立憲制と司法官』(慶應通信、1989年)、p.176。老朽淘汰を目的とするこの大異動で、司法省法学校出身者が多く採用されたが、なかでも松室の検事長就任は異例であった。
- 24 『法学志林』第1号(1899年11月)、p.96-97。
- 25 『法学志林』第2号(1899年12月)、p.74。
- 26 ただし、当時神戸地裁検事正だった小山松吉を東京に呼び戻して大逆事件の捜査を行わせたのは平沼騏一郎である(萩原淳『平沼騏一郎と近代日本—官僚の国家主義と太平洋戦争への道』京都大学学術出版会、2016年、p.287)。
- 27 松室徹氏によれば、とりわけ正月には長崎の卓袱料理に似たものが食卓にあがり、直接知らないはずの祖母(致の三男・秀夫の妻)からも長崎の話を聞いていて、長崎時代はその後の松室家に大きな影響を及ぼしていたのではとの示唆をいただいた。福岡出身の松室が進学のために上京して以来、地元九州に戻った唯一の時代であり、思い出深いものとなったのだろう。
- 28 前掲『明治立憲制と司法官』、p.197。
- 29 永井和「解説」(倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第1巻、国書刊行会、2010年)、p.873。
- 30 『法学志林』第8巻第13号(1906年12月)、p.102-103。
- 31 「大逆事件」は大逆罪に問われた事件の総称であるが、本稿では取り上げる時代を限っているため、狭義的に幸徳事件を意味する。
- 32 司法大臣に再任した翌1917年8月、再び法律取調委員会会長に就任した。
- 33 家永三郎『司法権独立の歴史的考察〔増補版〕』(日本評論社、1967年第2版)、p.195。
- 34 小田中聰樹『治安政策と法の展開過程』(法律文化社、1982年)、p.101。松室は東京控訴院時代の1896年1月刑事訴訟法調査委員に就いていた。
- 35 前掲『平沼騏一郎と近代日本』p.42-47、および三谷太一郎『近代日本の司法権と政党』(塙書房、1980年)、p.51-56。
- 36 田中伸尚『大逆事件 死と生の群像』(岩波書店、2018年)、p.45。
- 37 前掲『平沼騏一郎と近代日本』、p.43。大逆事件に関する平沼の動きについては同書を参考にした。
- 38 『小原直回顧録』(小原直回顧録編纂会、1966年)、p.41。
- 39 武安将光『幸徳秋水等の大逆事件』(勁草書房、1993年)、p.118。小林は松室の9歳離れた妹・リツの夫。
- 40 『平沼騏一郎回顧録』(平沼騏一郎回顧録編纂委員会編集・発行、1955年)、p.58。
- 41 平沼は1888年東京帝国大学法科大学卒業。1886年に発足した同大学では当初、法律学第一(フランス法)、第二(イギリス法)、政治学であった編成が、翌年には第一(イギリス法)、第二(フランス法)、第三(ドイツ法)に変わっており、平沼は徐々にフランス法の地位が低下している時期に学んだことになる(天野郁夫『大学の誕生(上)』中央公論新社、2009年、p.95)。
- 42 前掲『平沼騏一郎回顧録』、p.58。
- 43 政治的な動きについては、桜井良樹『国際化時代「大正日本」』(日本近代の歴史4、吉川弘文館、2017年)および千葉功『桂太郎』(中央公論新社、2012年)を参考にした。
- 44 前掲『桂太郎』、p.166。
- 45 『東京朝日新聞』1912年12月23日、朝刊4面。
- 46 『法律新聞』1912年12月25日、1-2面。
- 47 『野上弥生子全集』第II期第2巻(日記2、岩波書店、1986年)、p.307-308、1928年9月

- 27 日条。
- 48 1911 年 1 月には東京仏学校校長を務めたこともある大島が、同年 12 月には飯田が相次いで死去した。飯田は和仏法律学校時代に学監、校長心得も務め、学校経営の中心にいた。
- 49 霞五郎『お濠に影をうつして』（法政大学八十年史刊行会、1958 年）、p.173。
- 50 『東京朝日新聞』1914 年 4 月 6 日、朝刊 5 面。司法省法学校二期生はその修業年限により、「司法省八年組」や「司法省八年生」と称されていた。
- 51 『東京朝日新聞』1914 年 4 月 4 日、朝刊 2 面。
- 52 小野修三『明治憲法下の立憲主義者―清浦奎吾研究』（世織書房、2020 年）、p.17。
- 53 『東京朝日新聞』1914 年 7 月 21 日、朝刊 5 面。高木は『法律新聞』の主幹も務めた。
- 54 前掲「解説」、p.882。
- 55 宮内省図書寮『大正天皇実録』補訂版第四（ゆまに書房、2019 年）、p.319、1915 年 4 月 11 日条。1914 年 4 月 9 日の昭憲皇太后崩御は 11 日と公表された。
- 56 寺内は法相に平沼の起用を計ったが、山県の反対により実現しなかった（前掲『近代日本の司法権と政党』、p.81）。
- 57 前掲『法政大学百年史』、p.108-109, 121。
- 58 国会図書館憲政資料室蔵「寺内正毅関係文書」書翰の部 7 秋山雅之介 -5、1915 年 5 月 21 日。松室の口元の傷跡は「若い頃、顔面の病気で二度手術された結果」で、「命にかかわる手術」であったという（前掲『お濠に影をうつして』、p.246）。
- 59 『法律新聞』1916 年 10 月 18 日、19 面。なお、第 3 次桂内閣時に続いて松室の司法大臣秘書官を務めたのは和仏法律学校出身の原夫次郎である。
- 60 『法律新聞』、1918 年 10 月 3 日、7 面。
- 61 『法律新聞』、1917 年 4 月 30 日、13 面。前例では憲政会の選挙違反が最も多く、その手口が巧妙との定説があることから、当局としてはその点に留意したと述べている。
- 62 『原敬日記』第 4 巻（福村出版、1965 年）、p.287、1917 年 5 月 27 日条。
- 63 横山寛平「法政大学五十年観」（『法政大学報』第 6 巻第 6 号、1928 年 6 月）。
- 64 松室学長時代の大学昇格については、前掲『法政大学百年史』、p.189-229 を参考にした。
- 65 前掲『法政大学史資料集』第 12 集、p.218。
- 66 霞五郎編集・発行『法政大学 物語百年史』（1981 年、p.160）では、「用材は、宮内省の御料林を安く払下げて貰った。松室の顔である。」と記述されている。
- 67 天野郁夫『大学の誕生（下）』（中央公論新社、2009 年）、p.185。
- 68 前掲「寺内正毅関係文書」、書翰の部 159 松室致 -1、1919 年 8 月 3 日。教頭富井政章との連名による。
- 69 前掲『お濠に影をうつして』、p.246。
- 70 前掲「松室致とその思い出」、p.175-177。最晩年には周囲が見かねてフランス大使館の好意で大使館名義の幌型シトロエンが提供されていたという。松室は 1929 年 6 月、同国よりレジオンドヌール勲章を授与されている。
- 71 松室は寺内内閣総辞職直前の 1918 年 9 月 21 日貴族院議員に選出され、陸軍軍法会議法案（1921 年）や刑事訴訟法案（1922 年）、陪審法案（1923 年）に関する委員会において、司法部出身ならではの視点で積極的に発言している。
- 72 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第 3 巻（国書刊行会、2015 年）、p.132、1923 年 2 月 15 日条。ただし、清浦が倉富に伝えたところでは「一年半許前」、松室は「今暫く貴族院議員として力を尽くし」といって辞退したという話であるが、ここではより具体的な松室自身の記憶に依った。
- 73 前掲『倉富勇三郎日記』第 3 巻、p.129-130、1923 年 2 月 14 日条および 15 日条。
- 74 前掲『倉富勇三郎日記』第 3 巻、p.132、1923 年 2 月 15 日条。
- 75 こうした松室の頑固な一面について、清浦内閣の法相と報じられた際に「一度慥うと思つたら楨杆でも動かんと云ふ当年取つて六十歳

- の頑固老爺」と評されている（『東京朝日新聞』1914年4月6日、朝刊5面）。
- 76 前掲『倉富勇三郎日記』第3巻、p.133、1923年2月15日条。
- 77 治安維持法改正については、前掲『治安政策と法の展開過程』、奥平康弘『治安維持法小史』（岩波書店、2006年）、中澤俊輔『治安維持法』（中央公論新社、2017年3版）を参考にした。
- 78 国立公文書館デジタルアーカイブ「枢密院委員会録・昭和三年、治安維持法中改正ノ件」（2020年9月30日閲覧）。松室徹氏によれば、当時の松室家には、右翼の襲撃を懸念して、自宅に私服刑事が複数張り込んでいたそうで、結婚して間もなかった祖母は物々しきにおどろき、少し怖かったと、何度も話してくれたという。
- 79 国立公文書館デジタルアーカイブ「枢密院会議筆記・一、治安維持法中改正ノ件、昭和三年六月二十七日、同二十八日」（2020年9月30日閲覧）。校友の回想では「演説会をいつも快く許して下すつた先生が只一人山川某と云ふ社会主義者を引張つて来たために烈火の如く憤られて劇しい叱責を蒙つた」という（『法政大学報』第9巻第3号、1931年3月、p.18）
- 80 前掲『治安政策と法の展開過程』、p.97-101。松室の反対意見については、小田中の分析が再整理されている前掲『治安維持法』（p.110-111）も参照した。
- 81 国立公文書館デジタルアーカイブ「枢密院委員会録・昭和六年、衆議院議員選挙法中改正法律案帝国議会へ提出ノ件」（2020年9月30日閲覧）、および『法律新聞』1931年2月23日、19面。
- 82 『東京朝日新聞』1931年2月17日、朝刊7面。
- 83 宮内庁『昭和天皇実録』第5（東京書籍、2016年）、p.778、1931年2月18日条。
- 84 『法政大学新聞』1931年2月18日（号外）および1931年3月28日。
- 85 『東京朝日新聞』1931年2月17日、朝刊7面。
- 86 『野上弥生子全集』第Ⅱ期第3巻（日記3、岩波書店、1987年）、p.186、1931年2月16日条。
- 87 政治制度としての陪審制の成立過程を明らかにした三谷は前掲『近代日本の司法権と政党』において、臨時法制審議会に設置された主査委員会での松室は陪審制の立法化に消極的な一人であったとしている（p.179）。
- 88 治安維持法改正の反対意見を陳述するなかで発言した「法ハ元来死物ニシテ之ヲ働カスモノハ捜査ナリ、捜査徹底シテ犯罪必罰ノ実アルトキ始メテ法ハ真ノ威力ヲ生スルモノナリ」という言葉は、松室の法に対する考え方を示唆している（前掲「枢密院会議筆記・一、治安維持法中改正ノ件」）。
- 89 平沼が出世した背景に松室との結託があったという見方もあるが（前掲『平沼騏一郎と近代日本』p.288-289）、第3次桂内閣の司法大臣を辞任した松室の進退をめぐる記事では「松室氏とは犬猿も畜ならぬ平沼検事総長が茶々を入れ」と、両者の不仲が報じられている（『読売新聞』1913年5月13日、朝刊2面）。
- 90 前掲「松室致とその時代」、p.177。
- 91 前掲『お濠に影をうつして』、p.245。
- （きたぐち・ゆみ HOSEI ミュージアム所員）

The profile of Itasu Matsumuro, the first president of Hosei University :
Retracing of his steps as a judicial officer

Yumi Kitaguchi

Abstract

Last year, the bereaved family of Itasu Matsumuro donated 136 materials, including a full dress uniform, many of which belonged to him during his term as a judicial officer. In the history of Hosei University, Itasu Matsumuro is known for being the president when Hosei University was elevated to the university status, under the University Ordinance. What was Itasu Matsumuro's portfolio like as the president and judicial officer? The university during the time of President Matsumuro is known as an era when Toyochiro Nogami gathered Soseki Natsume's students as faculty members to create a liberal atmosphere, but there are few accounts about Matsumuro himself beyond the official history. There is neither his autobiography nor materials written by Matsumuro himself. Moreover, there are no research works in fields other than the history of Hosei University.

Therefore, through this study, I tried to clarify why President Matsumuro devoted himself to elevating the law school to the status of a university and why he was successful in doing so. Besides the history of Hosei University, in order to understand the profile of Itasu Matsumuro as a judicial officer from a three-dimensional perspective, only matters related to the university were targeted. I retraced the footsteps of Matsumuro as a judicial officer, such as the Director General of the Accounting Examination Bureau and the Privy Councilor, in chronological order. I used donated materials, recollections of related parties, diaries and letters, newspapers from that time, records of committees and meetings, etc. to retrace Matsumuro's footsteps.

Matsumuro had a very successful career, and he devoted all the experience he had gained and personal connections he had built during his time as a judicial officer to the development of Hosei University. It can be said that because Matsumuro was a strict and honest judicial officer, he sought freedom at Hosei University, which was the former French law school that he studied at in his youth.

Keywords: Itasu Matsumuro, History of Hosei University, Ministry of justice law school, Judicial officer, Privy Councilor